

大府市水道事業配水場等壁面広告募集要項

1 目的

水道料金以外の新たな独自財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を目的として、水道資産の有効活用及び水道事業の啓発を図るため、大府市水道事業（以下「市水道事業」という。）が維持管理する配水場や配水池（以下「配水場等」という。）の壁面（外壁）やフェンスへ広告掲載を希望する事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

2 事業内容

本事業は、事業者が市水道事業が維持管理する配水場等の壁面やフェンスへ広告を掲載し、市水道事業と事業者との間で締結する契約において定める広告料及び行政財産目的外使用料（以下「広告料等」という。）を市水道事業に納入するものです。

3 定義・期間・規格等

（１）定義

- この要項において壁面広告とは、民間企業等の広告とする目的で、配水場等の壁面（外壁）やフェンスに掲載するもので、金属等の耐久材料を使用して作成し、建築物又は工作物の壁面に取り付け、又は直接塗り付けたもので、平面的に内容を表示するものを言います。

（２）広告掲載の期間

- 壁面広告を掲載する期間は、１年単位とし、広告物が設置された日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から起算して、１年間、２年間又は３年間のいずれかを掲載申請をした事業者が希望した期間とします。ただし、市水道事業が、特別の理由があると認めるときは、掲載期間を１年未満の期間とすることができます。

※広告掲載期間終了後は、掲載していた事業者を優先して契約更新を行います。

(3) 広告掲載の場所、面積、広告料等

掲載場所	施設名称	所在地	備考
	共和配水場	長根町一丁目 50 番地	別紙①
	横根配水場	横根町名高山 125 番地の 4	別紙②
	ハツ屋配水池	共和町四丁目 265 番地	別紙③
	桜木増圧ポンプ場	桜木町四丁目 8 番地の 3	別紙④
	※基本的には、配水場等の壁面（外壁）やフェンスであれば任意の場所に設置していただけますが、窓や門扉等、施設運用上支障になると市水道事業が判断する箇所は、掲載不可としています。		
掲載面積	広告の具体的な大きさ、利用形態等は自由提案としますが、市水道事業と協議することとします。		
最低制限価格広告料 (年間)(税込)	100,000円		
行政財産目的外使用料 (月当たり単価)(税抜)	施設名称	建物	フェンス
	共和配水場	556 円/㎡	316 円/㎡
	横根配水場	470 円/㎡	213 円/㎡
	ハツ屋配水池		642 円/㎡
	桜木増圧ポンプ場		238 円/㎡

- 広告料は、消費税及び地方消費税を含まない年額で提案してください。
- 広告料等は、壁面広告が設置された日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。＝広告掲載開始月であり、掲載開始日は原則毎月 1 日とします。）から発生するものとします。
- 掲載月数が 1 年に満たない期間の掲載料は、月割計算とし、1 円未満の端数は切り捨てるものとします。
- 広告料等とは別で、愛知県屋外広告物条例（昭和 39 年愛知県条例第 56 号）の規定に基づいて、屋外広告物の許可を受けて、市建設総務課へ屋外広告物許可審査手数料を納付してください。
- 原則、壁面（外壁）やフェンスへの広告（壁面広告）を想定していますが、それ以外の広告物の種類（屋外広告板、広告幕等）を希望される場合は、事前に市水道事業までご相談ください。
- 掲載場所、面積、内容等は、掲載前に市水道事業と協議することとします。

（４）費用負担、損害賠償等

- 広告の作成、設置、維持管理、撤去等（作成を除き、以下「設置等」という。）に要する費用及び原状回復に要する費用は、事業者の負担とします。ただし、天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市水道事業の責において広告の破損等が生じた場合は、市水道事業が原状に回復するものとします。
- 広告の設置等は、市水道事業の通常の業務の妨げとならないように、事前に市水道事業と協議のうえ、日程等を決定し、市水道事業の指示に従って施行しなければなりません。
- 広告のメンテナンス、破損や事故等の対応など、一切の保守管理に関しては、事業者の責任において処理するものとします。
- 広告の内容に関する苦情その他の問題が発生した場合は、事業者がその一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとします。
- 広告の設置等にあたり、市水道事業又は第三者に損害を与えたときは、事業者の責任でその損害を賠償しなければならないものとします。また、事業者がその責めに帰する理由により、掲載場所等を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額を市水道事業に支払わなければなりません。ただし、事業者が自己の費用で使用物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。

（５）取消及び撤去

- 市水道事業は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載等を取り消すことができます。なお、取り消した場合は、事業者は当該広告を直ちに撤去するものとします。
 - ① 大府市有料広告掲載要綱第 11 条各号に該当した場合
 - ② その他本募集要項に違反すると認められた場合

4 広告料等の納付等

- 広告料等は、市水道事業が発行する納付書（「広告料」及び「行政財産目的外使用料」の 2 枚）により、納付書に記載された納期限（市水道事業が指定する期日）までに、年度ごとに一括して納付をしていただきます。
- 広告料については、提案された金額（年額）と、これに消費税及び地方消費税を加算した金額とします。

- ・納入された広告料等は、還付しないものとします。ただし、広告掲載者の責めに帰することができない理由により広告ができなかったとき等市水道事業がやむを得ないと認める場合、広告料等の全部又は一部を還付します。

5 申込方法

(1) 提出書類等

- ・大府市水道事業配水場等壁面広告掲載等申込書（第1号様式）
- ・広告料見積提案書（第2号様式）

※広告料の見積金額は、各配水場等の壁面広告の年額とし、消費税及び地方消費税を含まないものとします。

- ・会社案内等（法人のパンフレット等、会社の概要がわかるもの）
- ・法人登記に係る現在事項全部証明書（個人事業主の場合は、住民票の写し）
- ・住所を有する市町村の法人又は個人の市町村民税の納税証明書（市外の事業所等のみ）
- ・広告案、事業計画書等の広告掲載に係る書類

(2) 募集時期

- ・2025年10月15日（水）から2025年11月28日（金）まで

※市公式ウェブサイトにより募集案内をします。

※募集期間中に応募がなかった場合は、随時募集（毎月末締め切り）とします。

また、随時募集の際の申込みの受付は、毎月末に当月分を締め切り、市水道事業による審査を行い、優先交渉権者を選定します。

(3) 提出先及び方法

- ・提出先 大府市 水道部 水道経営課 水道業務料金係
〒474-8701 大府市中央町五丁目70番地
電 話 0562-45-6238
E-mail suido@city.obu.lg.jp

- ・提出方法 持参、郵送（当日消印有効）又はメール

※受付は、土曜日・日曜日・祝休日及び年末年始を除く

午前9時から午後5時まで

6 審査

- 広告の内容及びデザインについては、提出された書類に基づき、大府市有料広告掲載要綱及び大府市有料広告掲載基準の規定を準用し、市水道事業が審査します。なお、審査の際、説明（プレゼンテーション）を行っていただく場合があります。
- この要項に適合しないもの又は虚偽の内容が記載されているものは失格とします。
- 審査の経緯は公表しません。また、審査結果に対する異議申立てはできません。
- 審査結果は応募者それぞれに書面で通知します。

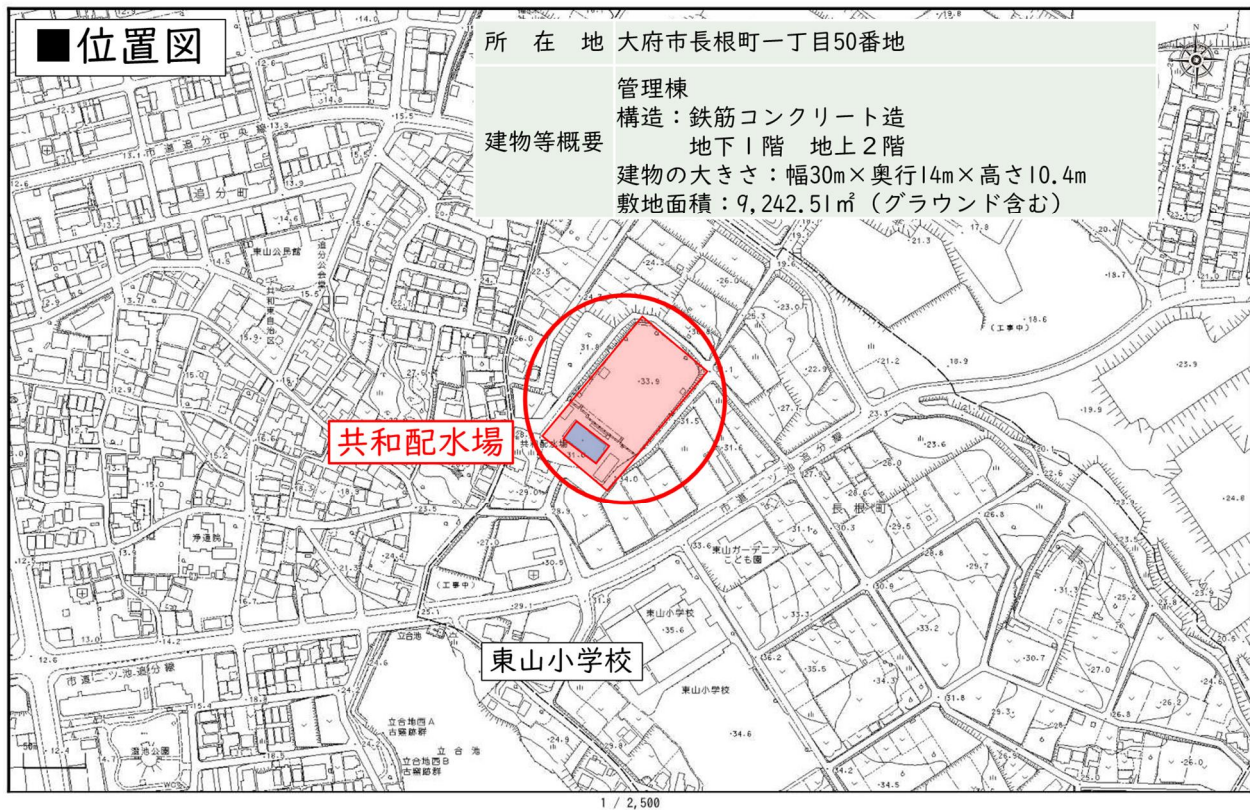
7 行政財産の使用許可及び目的外使用に係る使用料

- 「6 審査」により壁面広告の決定通知を受けた事業者は、所定の手続きを経て地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定による行政財産の目的外使用の許可を受けて、その使用料を納付していただきます。
- 行政財産の目的外使用の許可を受けた場合でも、市水道事業において公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、許可の取消又は変更をすることができます。その場合、事業者の費用負担において、直ちに原状に回復するものとします。

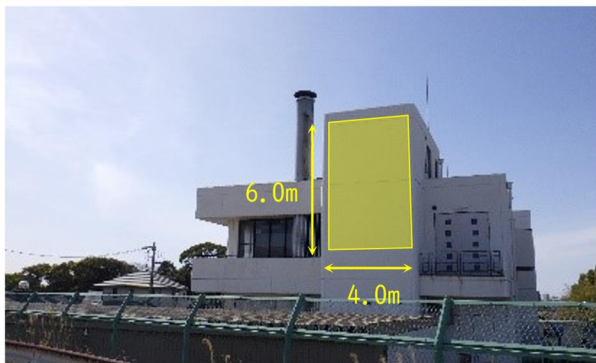
8 その他

- 提出された書類は、原則、返却しません。
- 現地確認を希望される場合は、事前に市役所 水道経営課 水道業務料金係（電話：0562-45-6238 又はメール：suido@city.obu.lg.jp）までご連絡ください。日時等を調整の上、職員立会のもと、現地確認を行うことができます。
- 本募集要項に記載されていない事項については、大府市有料広告掲載要綱及び大府市有料広告掲載基準の規定を準用します（要綱及び基準については、市公式ウェブサイトに掲載されています。）。

共和配水場 広告募集



■広告イメージ(掲載例) ：広告貼付箇所(例)



写真①：東側から望む



写真②：グラウンド内

①建物東側壁面
面積： $6.0 \times 4.0 = 24.0 \text{ m}^2$

②グラウンド内フェンス
面積： $1.5 \times 4.0 = 6.0 \text{ m}^2$

横根配水場 広告募集



■広告イメージ(掲載例)

黄色：広告貼付箇所(例)



写真①：近影（西側）

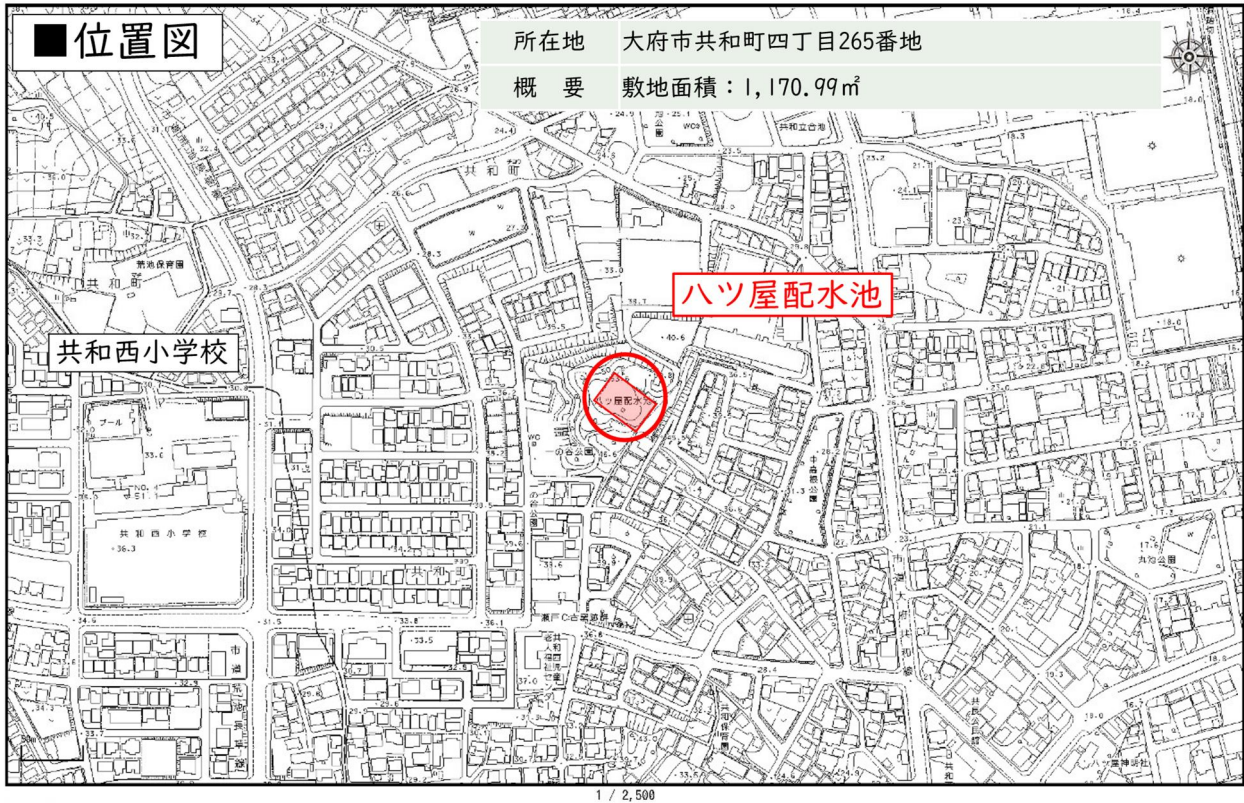


写真②：北側から望む

①旧配水塔上部

面積：2.0×外周37.0=74.0㎡

ハツ屋配水池 広告募集



■ 広告イメージ(掲載例) : 広告貼付箇所(例)



写真①：フェンス外周（東側）

- ① 東側フェンス
面積：1.0×6.0=6.0㎡

※写真のタンクは大府市水道事業の所有ではないため、掲載できません。

桜木増圧ポンプ場 広告募集



■広告イメージ(掲載例) ：広告貼付箇所(例)



写真①：フェンス外周（東側）

①東側フェンス
 面積：1.5×4.0=6.0㎡